

仙台中法第9012号
令和6年2月8日

仙台市若林区卸町二丁目6番4号

株式会社かね久

代表取締役 遠藤 伸太郎 殿

仙台中税務署長 但野 浩司



酒類販売業免許の条件緩和通知書

令和5年9月29日付で申出のあった仙台市若林区卸町二丁目6番4家屋番号6番4 1階の酒類販売業免許の条件緩和については、これを認めることとし、令和4年9月20日付で通知した酒類販売業免許に付けた条件を令和6年2月8日付で下記のとおり改めましたから、酒税法第21条の規定により通知します。

記

販売する酒類の範囲及び酒類の販売方法は次のとおりとする。

- 1 卸売（酒類販売業者又は酒類製造者に対し酒類を販売することをいう。）に限る。
- 2 小売に限る。ただし、酒類を通信販売により小売する場合は次によること。

(1) 販売する酒類の範囲は、国産酒類のうち次に該当する果実酒に限る。

カタログ等（インターネット等によるものを含む。）の発行年月日の属する会計年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。）の前会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量が、全て3,000キロリットル未満である酒類製造者が製造、販売する酒類。

(2) 酒類の販売方法は、2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象としてカタログ等（インターネット等によるものを含む。）を使用して販売のための誘引行為を行い、通信手段により購入の申込みを受け、配達により商品の引渡しを行う小売販売で、かつ、酒類の購入申込者が20歳未満の者でないことを確認できる手段を講ずる場合に限る。